

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第81号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話(077)554-9271
FAX(077)554-9293
E-mail: info@s-seikan.or.jp
URL: http://www.s-seikan.or.jp/
発行日 令和3年1月28日



2021年 新年あいさつ

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 安田 全 男

皆様方には、ご家族や関係の皆様共々に、輝かしい新春を健やかにお迎えいただいたこととお慶び申し上げます。

また、旧年中の皆様のご協会の活動に対するご支援に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、新型コロナウイルス感染拡大防止に終始し、未だ終息の見通しも立っておりません。そういう意味では、事業展開はもちろんのこと私生活においても正にウイズコロナの時代を新たに切り開いていかねばならない大変厳しい1年となりました。

幸い、本県では緊急事態宣言が発出されている他の都道府県と比べて感染拡大は限定的ではありますが、拡大防止の備えは怠ることはできません。

ましてや高齢化が進み人口が減少する社会において、感染拡大の緊急時においても浄化槽が持続的に有効稼働することが強く求められるものと考えます。

このため当協会においては、地震災害や新型コロナウイルスをはじめとする感染拡大時においても法定検査事業を持続的に維持するための計画、すなわち事業継続計画(BCP)の策定に着手いたしております。

折しも昨年には改正浄化槽法が4月1日に施行されました。

改正法では、行政に対し、浄化槽の管理が可能な浄化槽台帳の整備を義務付けており、環境省では令和二年度から三年間でこの整備を目指すとの見解を示されたところです。

また、これまで定義のなかった休止浄化槽の取り扱い要領の作成とも相まって、行政による浄化槽管理者への法に基づく啓発・指導等に積極的に取り組むことともされています。

さらに、業の更新にあたって浄化槽管理士講習の機会を確保し、もって管理士技術の維持・向上を図る取り組みも新たに開始されます。

こうしたことも受け、当協会といたしましても、職員一丸となって、浄化槽の適正施工、維持管理および法定検査業務等はもちろん、この法改正に基づく新たな取り組みも通じ、県内の生活排水対策の一翼を担い、もって公益社団法人としての社会的責任を引き続き果たしてまいります。

結びに、今年も皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう衷心からお願い申し上げます、新年にあたりましての御礼とお願いのあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

あけましておめでとうございます。

令和3年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

貴協会ならびに会員の皆様方には、日頃から浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に重要な役割を担っていただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

琵琶湖は私たちの暮らしを映す鏡ともいわれており、その大きさゆえにゆっくりと変化をもたらすこともありますし、反面、環境のわずかな変化にも影響をうけ、短期間で急速に変化することもあります。また、琵琶湖の水は、関西圏1,450万人の暮らしや産業を支えていることから、琵琶湖を預かる本県において、公共用水域の水質保全は大変重要な課題ととらえており、これまでから地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れているところです。

県では、「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理人口普及率100%を目標に取り組を進めており、令和元年度末の汚水処理人口普及率は98.9%で全国2位と高い状況にあります。今後も引き続き、浄化槽の汚水処理能力も十分に発揮できるよう下水道などと役割を分担しつつ、県内市町とともに汚水処理施設の整備を進めてまいります。

また、浄化槽は、下水道と並ぶ浄化性能を持つ汚水処理施設です。正しく機能させるためには、法律で定める保守点検・清掃・法定検査などによる適正な維持管理が不可欠です。浄化槽の適正な維持管理の強化が必要なことから、令和元年6月に浄化槽法が改正されたことを受け、本県においても浄化槽管理士の知識や技術の向上を図るため研修の受講の義務付けや法定協議会の設置等を行い、すべての浄化槽が適正に管理されるよう取組を進めてまいります。そのためには、関係者の皆様との連携が大変重要と考えておりますので、今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、社会・経済活動だけでなく、私たちの生活様式や価値観に大きな変化をもたらし、自然環境に対する意識の高まりなど多方面に影響を及ぼしています。こうした中、県では、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据えて、これまで進めてきた「人の健康」、「社会の健康」、「自然の健康」をさらに高め、すべてのひとの「いのち」が等しく守られる、本当の意味での「健康しが」を皆様とともにつくってまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が貴協会ならびに会員の皆様にとって、さらなる発展の年となりますことを心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とします。

三日月知事に要望しました

滋賀県の令和3年度予算編成にあたり、新年1月13日(水)に知事応接室において三日月大造知事に要望を行いました。

協会から安田会長、長谷川副会長、宮下副会長、小山副会長、鈴木理事、崎山常務理事が出席し、県当局から小竹琵琶湖環境部循環社会推進課長、同課岡田主任主事が同席されました。

出席者から、既設合併処理浄化槽から新設合併処理浄化槽への更新を図るための支援や災害時対策として公的施設(避難所)への合併処理浄化槽の設置を強く要望するとともに、令和2年4月から施行された改正浄化槽法に関して、浄化槽台帳の整備を進めていただくように要望しました。

その後の意見交換で、知事からは、「台帳整備がまず基本になってくる。琵琶湖を預かっている県としては市町が持っている台帳をまず整備していきたい。また国の補助金制度については、既設の合併処理浄化槽を更新するための補助を復活いただきたいと国に強く求めている。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃および法定検査)の推進について
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた方策
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
5. 公的施設(避難所)における浄化槽の整備促進について



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長】



【三日月知事を囲んで】

全国浄化槽大会で小山浩副会長が環境大臣表彰を受賞されました

「浄化槽の日」（毎年10月1日）を記念する「第34回全国浄化槽大会」において浄化槽関係事業功労者として当協会の副会長で株式会社水口テクノス代表取締役の小山浩様が「環境大臣表彰」を受賞されました。小山浩様、この度の受賞誠にありがとうございます。

これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【受賞された小山浩様】



【表彰状】

令和2年度定時総会を開催

すべての議案が原案のとおり可決承認されました

令和2年度定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法人法第50条第1項および定款第19条第1項の規定により議決権の代理行使によることとし、令和2年5月27日(水)に滋賀県生活環境事業協会会議室において開催しました。

定時総会は、安田全男会長からの挨拶に続いて、議長には、当協会副会長の長谷川伸夫氏を選出して、議事に入りました。

議事では、まず令和元年度事業報告、収支決算について承認され、令和2年度事業計画、収支予算を報告し承認されました。続いて、県当局の人事異動に伴い新たに小竹茂夫滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長が特別会員として承認されました。

また、理事の辞任に伴い、次の3名の方が新たに理事として選任されました。（敬称略）

小竹茂夫（滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課）

藤田賢治（フジクリーン工業株式会社）

藤田義政（大栄産業株式会社）

辞任された3名の理事の方々には、当協会の発展にご尽力いただき誠にありがとうございました。また、新たに選任された理事の方々よろしくお願いたします。

総会終了後に書面決議により開催された第29回理事会において新理事の選任に伴う部会・委員会の構成について審議され、その結果令和2年6月1日現在の役員等及び各部会理事、委員会委員は以下のとおりとなりました。

【役員等名簿】

会 長	安 田 全 男	(公社) 滋賀県生活環境事業協会
副 会 長 (会長職務代行者)	長谷川 伸 夫	滋賀フジクリーン(株)
副 会 長	宮 下 政 之	アムズ(株)
〃	小 山 浩 浩	(株)水口テクノス
常務理事	崎 山 薫	(公社) 滋賀県生活環境事業協会
理 事	小 竹 茂 夫	滋賀県循環社会推進課
〃	西 村 利 寿	滋賀県建築課建築指導室
〃	藤 田 賢 治	フジクリーン工業(株)
〃	藤 田 義 政	大栄産業(株)
〃	北 川 守	北川産業(株)
〃	矢 野 弘 己	(株)コテラ
〃	鈴 木 正	(株)日吉
〃	田 中 将 和	(株)ハウステクノ関ヶ原
監 事	高 村 隆	(有)湖東衛生社
〃	佐々木 克 明	税理士
顧 問	北 川 光 明	北川産業(株)

【部会理事名簿】

製 造 部 会	部 会 長	宮 下 政 之	アムズ(株)
	副 部 会 長	藤 田 賢 治	フジクリーン工業(株)
		藤 田 義 政	大栄産業(株)
工 事 部 会	部 会 長	長谷川 伸 夫	滋賀フジクリーン(株)
	副 部 会 長	北 川 守	北川産業(株)
		矢 野 弘 己	(株)コテラ
維 持 管 理 部 会	部 会 長	小 山 浩 浩	(株)水口テクノス
	副 部 会 長	鈴 木 正	(株)日吉
		田 中 将 和	(株)ハウステクノ関ヶ原

【委員会委員名簿】

総務委員会

委 員 長	宮 下 政 之	アムズ(株)
副 委 員 長	長谷川 伸 夫	滋賀フジクリーン(株)
委 員	藤 田 賢 治	フジクリーン工業(株)
〃	北 川 守	北川産業(株)
〃	小 山 浩 浩	(株)水口テクノス
〃	鈴 木 正	(株)日吉

技術委員会

委 員 長	鈴 木 正	(株)日吉
副 委 員 長	藤 田 義 政	大栄産業(株)
委 員	藤 田 賢 治	フジクリーン工業(株)
〃	北 川 守	北川産業(株)
〃	矢 野 弘 己	(株)コテラ
〃	田 中 将 和	(株)ハウステクノ関ヶ原

法定検査運営委員会

委 員 長	小 竹 茂 夫	滋賀県循環社会推進課
副 委 員 長	西 村 利 寿	滋賀県建築課建築指導室
委 員	宮 下 政 之	アムズ(株)
〃	長谷川 伸 夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	小 山 浩 浩	(株)水口テクノス

令和3年度定時総会は5月27日(木)に開催します

令和2年11月25日(水)に第30回理事会(於:守山市・ライズヴィル都賀山)を開催し、令和3年度定時総会は令和3年5月27日(木)に開催することが決定されました。

なお、当日の議題は次のとおりです。

〔報告事項〕

- 1 職務の執行状況について
 - (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
 - (2) 自由民主党への要望について
 - (3) 浄化槽の日関連事業について
- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について

〔協議事項〕

- 1 今後の役員会等の日程(案)について

〔その他〕

職務の執行状況に関して、安田会長より次のように報告がありました。

- 5月29日に、会長と崎山常務理事が県循環社会推進課の小竹課長と面談し、改正浄化槽法の施行を受けて、浄化槽の適正管理に向けて協議をしたこと。特に、浄化槽管理士講習が改正浄化槽法により都道府県条例に規定されることから、滋賀県において公平・公正な講習制度を確立されるように意見交換したこと。
- 5月29日に、法定協議会の設置について、県において今年度の早い段階で設立することや、会長及び事務局をどこが担うか等について意見交換をしたこと。
- 7月31日に、会長と崎山常務理事が自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和3年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得たこと。

続いて、崎山常務理事から浄化槽の日関連事業に関して次のような報告がありました。

- 滋賀県浄化槽適正管理推進協議会が定めた「浄化槽適正管理啓発推進月間」において浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、また本年4月の浄化槽法の改正により浄化槽台帳の作成が義務付けられたこと、使用休止に関する届出規定が定められたことを合わせて周知するために、啓発チラシを作成し、保守点検業者様の協力を得て配付したこと。
- 県民向けの啓発については、新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「ラジオスポット」による啓発を実施したこと。



浄化槽関係市町担当者研修会を開催しました

令和2年7月29日(水)に県内市町の浄化槽関係事務を担う職員を対象に研修会を開催しました。当日は15市町から18名の参加があり、県循環社会推進課からは、「浄化槽法の概要と浄化槽事務について」、また、協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査について」資料に基づいて説明し、日頃の業務に活用いただけるよう研鑽を深めました。

研修会の冒頭、当協会の崎山事務局長から「浄化槽法の一部改正法が成立し本年4月から施行された。その主な改正点として、休止浄化槽の取扱い、浄化槽台帳の整備、協議会の設置などが盛り込まれている。本県においては、改正法に一步先んじて、県・市町・業界・指定検査機関の関係四者からなる浄化槽適正管理推進協議会を設置し、浄化槽を巡る諸課題の解消に向けて検討を重ねてきた。」とのあいさつがありました。



【研修会の様子】

指定採水員指定講習会を開催しました

平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査を担う指定採水員の指定講習会を令和2年8月25日(火)、26日(水)の両日、栗東市商工会館会議室(栗東市)において開催しました。

本講習会には新たに採水員の指定を受けようとする受講者を含めて両日で19名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書及び身分証明書を発行しました。

なお、令和3年3月2日(火)、4日(木)にも、指定採水員指定講習会を予定しています。



【講習会の様子】

法定検査精度管理委員会を開催しました

令和3年1月19日(火)に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するもので、当日は、次の議題

- ① 効率化11条検査の実施状況について
- ② 二次検査の実施状況について
- ③ クロスチェック検査の実施状況について

に基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用と法定検査の受検率の向上に努めることとされました。



【委員会の様子】

『省エネ型浄化槽システム導入推進事業』の推進 ～更なるCO2削減を期して～

温室効果ガス排出量の削減を目指して平成29年度より環境省が実施している省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、当協会は令和元年度から本事業に係る補助金の交付申請書の受付等の業務を行っており、令和2年度においてはType1事業で2件（福祉施設及びゴルフ場 補助金所要額：382万円）の実績がありました。2年間で6件の事業実績がありましたが、工事業者数は2社でした。

本事業は、令和3年度においても令和2年度と同様にType1（高効率ブロワへの交換等）とType2（浄化槽本体の交換）の2事業があり、18億円の予算措置がなされているところですが、令和3年度が最終年であると聞き及んでいることから、協会会員他関係業界の皆様には積極的な活用をお願いします。

なお、この事業の詳細については、環境省HP（<http://www.env.go.jp>）をご覧ください。

啓 発 活 動

○啓発チラシの配付

浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、「浄化槽適正管理啓発推進月間」において本年4月の浄化槽法の改正により浄化槽台帳の作成が義務付けられたこと、使用休止に関する届出規定が定められたことを合わせて周知するために、啓発チラシを作成し、保守点検業者様のご協力を得て浄化槽管理者に対し配付しました。

【啓発チラシ】



表

裏

○ラジオスポットによる啓発

県民向けの啓発については、新型コロナウイルス感染防止のためイベントを自粛し、これに代わるものとして、「ラジオスポット」による啓発を実施しました。

ラジオスポット 放送日： 令和2年10月29日(木) 8時40分から放送しました。

それではここで、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせです。

滋賀県では、10月を「浄化槽適正管理啓発推進月間」としています。

浄化槽は、水洗トイレや台所・お風呂などからの排水を微生物の働きにより浄化し、きれいにして放流するための施設で、浄化槽の管理者には、保守点検・清掃・水質に関する検査の実施が法律で義務づけられています。

また、今年4月に浄化槽法が改正され、浄化槽の適正な維持管理のため、各市町に対して、浄化槽台帳の作成が義務づけられました。

わたしたちの生活雑排水をきれいにして、琵琶湖の水質を守ってくれている浄化槽。琵琶湖の水環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理を行いましょ。

以上、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせでした。

都道府県別汚水処理人口普及状況 (環境省HPより)

令和2年3月末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。(汚水処理人口普及率の高い順)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち浄化槽市町村整備事業 (千人)	うち浄化槽設置事業 (千人)	うち左記以外 (千人)	コミュニティプラント (千人)
東京都	99.8%	1	13,866	13,835	13,804	2	27	5	9	13	2
滋賀県	98.9%	2	1,419	1,403	1,293	76	35	0	13	21	0
兵庫県	98.9%	3	5,534	5,473	5,165	148	99	9	62	27	60
京都府	98.4%	4	2,538	2,497	2,410	41	46	11	24	11	0
神奈川県	98.1%	5	9,217	9,045	8,927	3	115	4	38	73	0
長野県	98.1%	6	2,078	2,037	1,748	173	115	16	81	18	1
大阪府	98.0%	7	8,844	8,664	8,511	1	152	4	18	130	0
富山県	97.2%	8	1,052	1,022	903	86	30	1	19	10	3
福井県	96.4%	9	777	749	629	86	34	2	26	6	0
北海道	95.7%	10	5,240	5,017	4,789	65	163	53	66	44	0
鳥取県	94.8%	11	558	529	404	95	30	5	14	12	0
石川県	94.4%	12	1,135	1,071	956	60	53	10	14	30	2
山形県	93.1%	13	1,076	1,002	835	76	91	16	46	29	0
福岡県	93.0%	14	5,120	4,760	4,230	55	462	55	277	130	12
岐阜県	92.9%	15	2,025	1,880	1,555	113	208	9	135	63	4
埼玉県	92.8%	16	7,392	6,861	6,054	93	712	24	191	498	1
宮城県	92.3%	17	2,283	2,107	1,883	66	157	39	80	38	2
愛知県	91.4%	18	7,564	6,912	5,999	149	755	22	246	487	10
奈良県	89.3%	19	1,350	1,205	1,097	7	101	4	34	63	1
千葉県	89.1%	20	6,321	5,631	4,771	48	805	11	290	504	8
広島県	88.8%	21	2,819	2,503	2,137	52	309	14	153	141	5
新潟県	88.3%	22	2,225	1,965	1,699	142	123	14	41	69	0
秋田県	88.0%	23	979	861	648	101	112	21	68	23	0
栃木県	87.7%	24	1,960	1,719	1,331	81	305	6	241	58	1
山口県	87.5%	25	1,362	1,192	909	64	219	7	135	76	0
熊本県	87.4%	26	1,762	1,540	1,215	70	255	32	174	49	0
岡山県	87.3%	27	1,898	1,657	1,302	39	317	18	207	93	0
宮崎県	87.1%	28	1,089	948	658	49	242	18	185	39	0
沖縄県	86.4%	29	1,476	1,276	1,064	68	144	13	5	126	0
三重県	86.0%	30	1,808	1,554	1,011	98	442	17	228	197	3
茨城県	85.6%	31	2,913	2,493	1,836	156	491	13	204	274	10
佐賀県	84.7%	32	820	694	508	60	127	44	64	19	0
山梨県	83.8%	33	823	690	548	15	122	8	48	66	5
福島県	83.7%	34	1,854	1,551	1,003	121	427	38	265	124	1
岩手県	82.6%	35	1,228	1,014	746	101	165	40	97	29	2
静岡県	82.2%	36	3,697	3,039	2,364	30	632	16	384	233	13
鹿児島県	81.9%	37	1,618	1,326	687	41	593	46	418	129	5
群馬県	81.8%	38	1,964	1,607	1,073	121	388	24	245	119	24
長崎県	81.7%	39	1,341	1,095	847	48	195	15	140	40	5
島根県	81.3%	40	676	549	336	99	111	29	50	32	4
青森県	80.1%	41	1,266	1,013	772	114	128	11	41	76	0
愛媛県	80.0%	42	1,363	1,091	755	38	296	25	167	105	1
香川県	78.8%	43	977	770	447	16	306	14	242	50	0
大分県	77.7%	44	1,146	890	590	33	267	11	174	82	1
高知県	74.6%	45	704	525	282	21	221	13	132	76	1
和歌山県	66.0%	46	950	627	265	44	317	14	191	112	0
徳島県	63.4%	47	738	468	136	20	305	14	169	122	8
全 国	91.7%	—	126,843	116,361	101,131	3,287	11,746	831	6,149	4,766	196

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
- 2. 令和元年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な市町村（大熊町、双葉町、葛尾村）を除いた値を公表している。
- 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

市町別処理人口普及状況 (環境省HPより)

令和2年3月末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率		汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大津市	99.0	0.5	高島市	99.4	1.9
彦根市	95.4	6.5	東近江市	98.7	0.8
長浜市	100.0	0.4	米原市	100.0	0.3
近江八幡市	99.7	16.2	日野町	99.1	1.1
草津市	100.0	0.3	竜王町	99.5	7.6
守山市	100.0	0.1	愛荘町	99.8	0.6
栗東市	99.5	0.1	豊郷町	100.0	0.0
甲賀市	96.4	7.6	甲良町	99.9	0.0
野洲市	99.4	0.4	多賀町	98.6	2.7
湖南市	99.0	1.2	滋賀県計	98.9	2.4

令和元年度 11条検査 市町別検査結果

(通常検査分) + (効率化検査分)

(単位：基)

市町名	合計	単 独				合 併			
		イ	ロ	ハ	小計	イ	ロ	ハ	小計
大津市	1,347	208	186	10	404	524	412	7	943
彦根市	3,088	687	310	6	1,003	1,344	729	12	2,085
長浜市	332	59	63	4	126	80	122	4	206
近江八幡市	2,341	68	59	4	131	1,521	679	10	2,210
草津市	320	61	60	3	124	87	102	7	196
守山市	275	52	79	10	141	50	78	6	134
栗東市	261	56	65	8	129	48	81	3	132
甲賀市	2,973	470	305	9	784	1,192	977	20	2,189
野洲市	77	14	20	0	34	23	20	0	43
湖南市	518	156	173	9	338	79	99	2	180
高島市	968	29	27	4	60	498	404	6	908
東近江市	1,127	110	72	1	183	524	410	10	944
米原市	313	69	50	3	122	98	84	9	191
日野町	260	44	33	1	78	107	72	3	182
竜王町	264	66	36	0	102	81	78	3	162
愛荘町	122	34	20	0	54	40	27	1	68
豊郷町	25	7	3	0	10	8	6	1	15
甲良町	39	5	7	0	12	16	10	1	27
多賀町	179	26	15	3	44	91	42	2	135
合計	14,829	2,221	1,583	75	3,879	6,411	4,432	107	10,950

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和2年12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
近江八幡市	21	9	30	26	4	0
彦根市	21	4	25	22	3	0
甲賀市	7	18	25	22	3	0
高島市	10	13	23	18	4	1
大津市	6	12	18	12	5	1
東近江市	8	3	11	9	2	0
守山市	2	3	5	4	1	0
長浜市	2	2	4	3	1	0
竜王町	3	1	4	4	0	0
日野町	2	1	3	2	1	0
愛荘町	3	0	3	3	0	0

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
多賀町	0	2	2	2	0	0
草津市	1	0	1	1	0	0
栗東市	0	1	1	1	0	0
野洲市	0	1	1	0	1	0
米原市	1	0	1	1	0	0
湖南市	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0
合計	87	70	157	130	25	2

前年度同月の状況 (令和元年12月末)

県合計	85	103	188	162	20	6
-----	----	-----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの 浄：浄化槽法に基づくもの

令和3年3月2日(火)、4日(木)に指定採水員指定講習会を開催します

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を下記のとおり開催します。

平成30年3月に受講していただいた方々は令和3年3月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

講習会開催案内は、各保守点検業者宛に送付しますので、同封の受講申込書により申し込んでください。

開催日程

開催日	会場
令和3年3月2日(火)	ライズヴィル都賀山 5階 ロータス 守山市浮気町300-24
令和3年3月4日(木)	

(注) 講習時間は、いずれも14:00~16:00の予定です。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015 栗東市安養寺7丁目1番25号 ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271 / 554-9272

FAX 077-554-9293

